

## 第 141 回雇用保険部会 議事に対する使用者側のご意見

### 【雇用調整助成金等について】

雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復には、雇用の7割を占め、地域経済を支える礎である中小企業が雇用調整助成金を円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

この度、15,000円への上限額引上げとともに、解雇等を行わない場合、中小企業に対する助成率は10/10に拡充されるが、特に、雇用調整助成金を初めて申請するケースなど、中小企業からの問合せや相談にはきめ細かく丁寧に対応していくとともに、制度の拡充内容を幅広く周知していくべきである。

雇用調整助成金について、これまでに策定した累次の緊急要望の中で、上限額8,330円の国庫負担による引上げ等を強く主張してきたが、この度、15,000円へ上限額が引上げられることに関しては評価する次第である。

ただし、引上げ分の財源に関して、中小企業は国庫であるが、大企業は雇用保険二事業特別会計とのことである。

「世界経済がリーマンショックとは比較にならない、正に100年に1度の危機を迎えている」状況の中で、政府は「何としても雇用を守り抜いていく」という強い決意を示している。

従って、議事に関する直接的な意見ではないが、引上げ分の財源は、大企業分を含め、国庫で負担すべきである。

### 【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設について】

本来、雇用調整助成金を通じて休業手当の支援を行うべきであり、個人向け給付として特例的に創設された「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」に安易に流れないように、政府は周知等に努めるべき。

その一環として、助成上限引上げに伴い、すでに雇調金申請済の事業主も差額分を追加受給ができることや、派遣事業元事業主でも雇用を維持していれば雇用調整助成金を受給できることなども周知すべき。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は全額事業主負担の雇用保険二事業で行うべきではなく、今回限りの特例とすべきである。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設にあたっては、企業・労働者双方が混乱しないよう、制度内容や要件について丁寧に周知していくとともに、事後チェックや不正受給が行われた場合の返還命令の厳格化など、不正防止を徹底すべき。

【雇用保険財政等について】

雇用調整助成金等の支給等、一連の手厚い支援策により、財源の枯渇化が懸念される。

国難を官民が協力して乗り切る観点から、今後とも必要に応じて一般財源を投入すべき。

雇用保険料率は、最低賃金や子ども・子育て拠出金など、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることや雇用維持に尽力している企業に追加負担を課すことになることから、事業の見直し等を徹底することで、将来にわたり引き上がることがないように、強く要望する。

財源の逼迫化に伴い、他の雇用保険二事業を徹底的に見直し、重要性の乏しい事業は廃止を検討すべき。

以上